

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
社会保障費用統計の改善	社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。
社会保障費用統計を取り巻く状況の変化等	<p>(1) 社会保障費用統計は、OECD基準とILO基準に準拠して作成・提供を開始。一方、基幹統計化に当たって設置した国立社会保障・人口問題研究所における有識者研究会では、基幹統計化後の課題として、将来的には財源の国際比較が可能なEU（ESSPROS）基準に準拠した作成・提供のあり方についても検討が求められた。</p> <p>(2) 基幹統計化に向けた検討の段階では未公表であったILOの新SSI基準については、現在、その全容が明らかになったものの、新たな分類として「義務教育」の追加、「家族」から「出産」を独立させるなど、ILO条約・勧告に基づき途上国の社会保障の水準をモニタリングする目的が色濃く反映され、先進国の関心には合致しないことが判明した。一方、旧ILO基準（18次、19次基準）により集計公表を行うのは、全世界で我が国のみである。先進諸国ではEUおよびOECD基準準拠が主流となる中で、旧ILO基準集計の継続と新SSI基準移行の是非について、検討が必要である。</p> <p>(3) 地方公共団体の社会保障支出については、本来、国際基準に従い、国庫補助事業と地方単独事業の双方が計上されるべきであるが、現状では、地方単独事業に関して、国際基準に対応したデータが十分得られないため、総合的な計上には限界がある。精度向上の観点からは、既存の業務統計の活用等の方法により、地方公共団体の社会保障支出の総合的な計上に向けた検討が必要である。国立社会保障・人口問題研究所では、平成27年度より厚生労働科学研究費補助金研究として、地方公共団体の社会保障支出の総合的な計上に向けた検討を進めている。</p>
関係府省による取組状況の概要等	<p>(1) 国立社会保障・人口問題研究所では、平成26年度より、現行の基本計画に掲げられた以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表の早期化 OECD基準の「保健」については、平成27年度までは厚生労働省「国民医療費」のうち患者負担を除く額を使用し、平成26年度は11月11日、平成27年度は10月23日に公表した。しかし、国民医療費の使用では、これ以上の早期化は困難な上、今後も同統計の公表時期が不測の事態で遅れることも考えられるため、関係各局と協議し、他の方法を検討した。その結果、平成28年度からは、OECD基準の「保健」の集計に、IHEP（医療経済研究機構）がOECDに登録している公的保健医療支出の速報値を使用することにより、平成28年度は、例年より2～3か月早い、平成28年8月5日に公表を行い、早期化を達成した。 ・ クロス集計の充実及び集計項目の細分化 【平成27年度】 ILO基準の社会保障給付費の基礎表である集計表2では、各医療保険者の収入として介護保険第2号被保険者の介護保険料徴収分が計上されている一方で、介護保険の保険料拠出は第1号被保険者分のみの計上となっていたため、制度設計上の収入構成と一致していない。そこ

	<p>で第16表（社会保障給付費参考表2（介護保険））では、各医療保険者の介護保険分の集計を再掲し、また介護保険には第2号被保険者分の保険料収入を別掲することで、制度設計上の収入構成を再現できるように工夫した。</p> <p>また、第19表（児童・家族関係給付費の推移（1975～2013年度））において、児童福祉サービス費のうち保育所費が占める金額を再掲して細分化した。</p> <p>【平成28年度】</p> <p>新たなクロス集計表（年金、医療）の検討を進めたものの、公表早期化に係る手続きを優先したため、年度末までには提供開始に至らなかった。また、OECD基準の「保健」の集計（第22表「制度別・政策分野別社会支出の推移」）においては、公的保健医療支出の速報値を用いたことに伴い、制度レベルに細分化し公表することは技術的に困難となった。（平成27年度には、「保健」を制度レベルに細分化して公表していた。）</p> <p>【今後の計画】</p> <p>年金、医療に関するクロス集計の充実については、平成29年度末までに実施予定。</p> <p>(2) 本統計については、基幹統計化以降、ILO及びOECD基準に準拠して作成・公表してきたが、その後の動向を踏まえ、準拠すべき基準の再検討を行う計画である。具体的には、財源の国際比較が可能となるEU基準に関する情報を収集した上で、関係機関と連携し、EU基準の財源推計にトライアルするなど具体的な集計可能性の検討に着手し、平成34年度までに実施する予定である。また、ILOの新SSI基準、旧ILO基準の双方にデメリットがある中、旧ILO基準が長年広く利用されてきた経緯を踏まえつつ、有識者を交えてILO基準に係る今後の対応方針を検討し、必要に応じて基幹統計の変更を行う予定である。</p> <p>(3) さらに、国際基準に準拠した地方公共団体における社会保障支出の総合的な計上に向けた検討を行い、精度向上に努める予定である。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公表時期の早期化と集計項目の細分化については、対応済みと評価できるものの、クロス集計の充実については、平成29年度末までに実施する予定であることから、その対応状況を確認した上で、対応済みとしてはどうか（確認を行うまでは、「P」の扱い）。 ○ 近年の本統計を取り巻く状況の変化や厚生労働省における取組方針等を勘案し、次期基本計画期間中の取組を推進することとしてはどうか。 ＜基本的な考え方＞ ○ 厚生労働省は、国際比較可能性の向上を図る観点から、OECD基準に加えて、財源の国際比較が可能となるEU（ESSPROS）基準に準拠した社会保障費用統計の作成・提供について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、平成34年度までに実施する。 ○ 厚生労働省は、社会保障費用統計について、ILOの新SSI基準（2016年版）を精査し、現在準拠する旧ILO基準から新基準に移行することの是非を検討し、平成30年度末までに結論を得る。 ○ 厚生労働省は、社会保障費用統計の精度向上を図る観点から、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向けて、業務統計の活用、あるいは単価に基づく推計等の方法を検討し、平成34年度までに実施する。
<p>備考（留意点等）</p>	